石原ケミカル　人権方針

1．基本方針
当社は、自社の活動が人権に影響を与える可能性を認識し、全ての人々の人権を尊重する経営を行います。

2．適用範囲
本方針は、当社の全ての役員及び従業員（正社員、嘱託社員、パートタイマー、無期雇用者、派遣社員等を含む）に対して適用されます。

3．人権尊重の責任
自らの事業活動において影響を受ける人々の人権を侵害しないことに努め、また自らの事業活動において人権への負の影響が生じた場合は、是正に向けて適切に対処することにより、人権尊重の責任を果たします。

4．適用法令の遵守
当社は、日本国はもとより、事業活動を行うそれぞれの国または地域における法と規制を遵守するとともに、国際的に定められた以下の国際規範を理解、尊重します。
・国際人権章典（世界人権宣言）
・ビジネスと人権に関する指導原則（国連人権理事会）
・多国籍企業行動指針（OECD）
・国連グローバルコンパクト

5．事業活動に関わる人権課題
①強制労働及び児童労働の禁止
強制労働や債務労働、人身取引を含む、いかなる形態の現代奴隷も認めません。
児童労働を認めず、法に定められた最低就業年齢を守ります。また、18 歳未満の者を、危険有害労働に従事させません。
②差別の禁止、均等な機会の提供
人種、信条、性別、社会的身分、宗教、国籍、年齢、性的指向、心身の障がいなどに基づく、いかなる差別も行いません。
従業員一人ひとりの個性と多様性を尊重し、多様な人材がそれぞれの能力を最大限に発揮できる環境づくりを進めます。
③ハラスメント・非人道的な扱いの禁止
性的ハラスメント、パワーハラスメントを含む、身体的、精神的であることを問わず、あらゆる形態のハラスメントを認めません。また、職場におけるあらゆる差別的言動や、嫌がらせにより、就業環境を害するような言動を認めません。
④結社の自由と団体交渉権
従業員の団体権を保障し、団体交渉権の行使を容認します。
⑤労働時間と賃金
適用される法令に従い、従業員の労働時間、休日、休暇、賃金を適切に管理します。
⑥労働安全衛生
適用される法令に従い、一人ひとりが健康かつ安全に、そして安心して働き続けられる職場環境を整備します。
⑦地域住民への影響
地域住民の安全や健康への負の影響防止のため、環境汚染の予防をはじめ、人権についての影響評価を行い、リスクの回避及び影響の軽減のために国際規範に則り、必要な対応を実行します。

6. 人権デュー・デリジェンスの実施
人権デュー・デリジェンスの取組みを通じて、当社の事業活動における人権への負の影響を特定し、その防止、または軽減を図ります。

7. 対話・協議
方針の一連の取り組みにおいて、関連するステークホルダーとの対話を大切にしつつ、事業活動に関わる人権課題に真摯に対応していくことに努めます。

8. 情報開示
自らの人権尊重の取り組みをウェブサイトなどで開示します。

9. 理解・促進・浸透
本方針が事業活動全体に浸透し定着するよう、役員及び従業員に対して人権教育及び啓発に取り組みます。

石原ケミカル株式会社
代表取締役社長　藤本　昭彦